

1981 (毎月1回) 発行

2月号

(村の面積)

332.60km<sup>2</sup>

発行所 福井県大野郡和泉村

# 広報

# いずみ

(昭和56年1月1日現在)

村の人口

総人口 1,552人

男 789人

女 763人

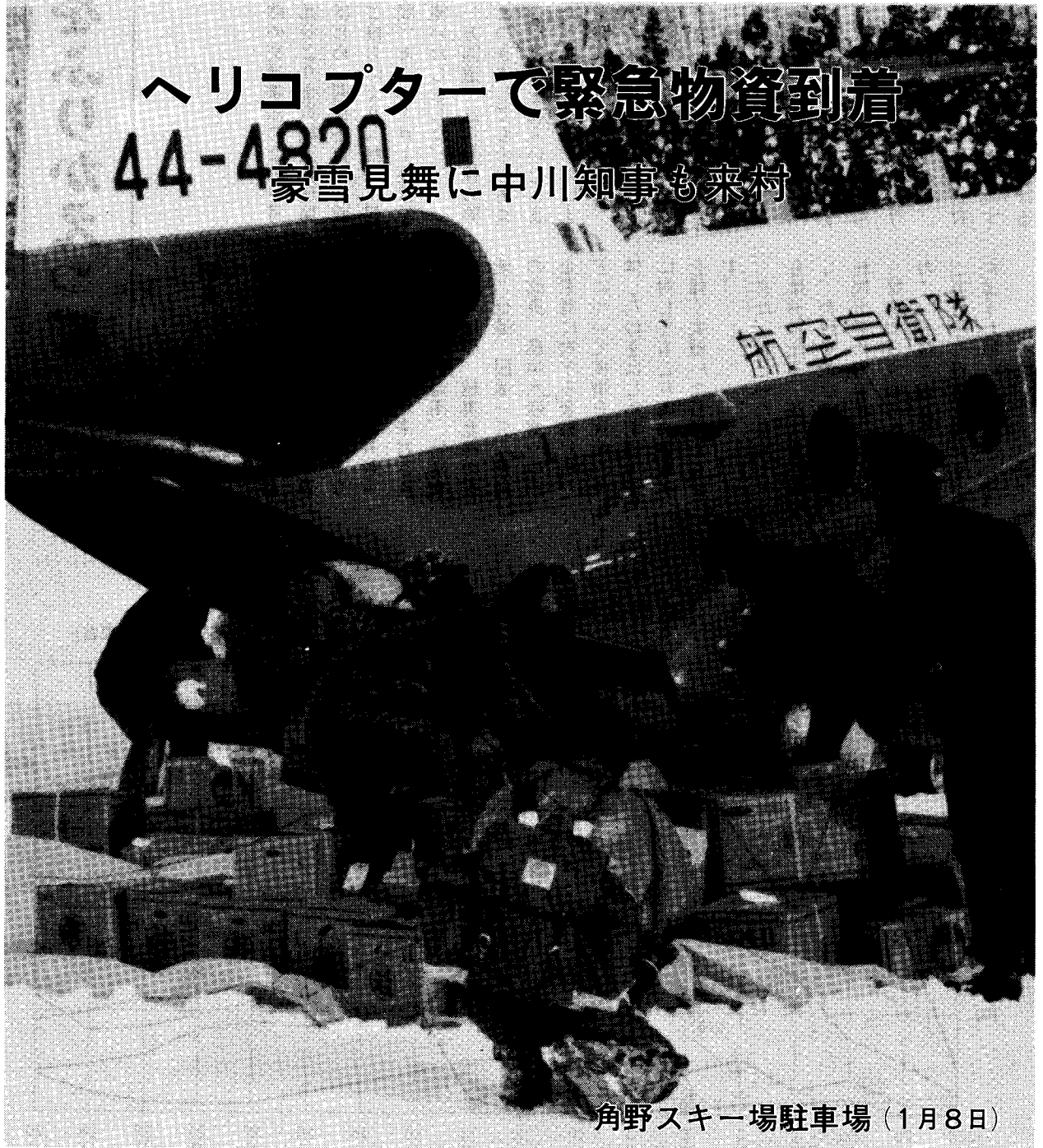
出生 2人

死亡 2人

転入 3人

転出 11人

世帯数 487世帯



# 56・豪雪をふりかえって

村長 新井一雄

北陸地方を中心として降り続いた雪は昭和三十八年以来の記録的な豪雪となり村民の皆様には、各々の家屋、公共施設などの雪降しまた、越美北線の(下山、板倉間)路線除雪などおしまざるご協力を賜わり厚くお礼申しあげますと共に連日、連夜のご活躍とご苦労に対し、心から感謝を申しあげます。

この度の豪雪に対しまして村では、昨年十二月二十九日雪害対策本部を設置し村道をはじめ主要幹線道路の早期通行確保と越美北線の運行、飲料水問題など全力をあげて取り組んでまいりました。

しかしながら、連日の降雪により功を得ることができず、やむを得ず生活物資の輸送と急病人搬送など緊急時の交通確保のため一月十九日より金沢鉄道管理局をはじめ、関係各位の特段のご協力により(勝原、朝日間)モーターカー運転を実施いたしました。

一方国道一五八号線の除雪につきましても十台あまりの機動力を投入いたしましたが降雪と雪崩などにより道路は寸断され、また、板倉スノーシェッドも雪崩による崩壊など悪条件が加わりまして通行確保ができず村民各位に大変なご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申しあげます。

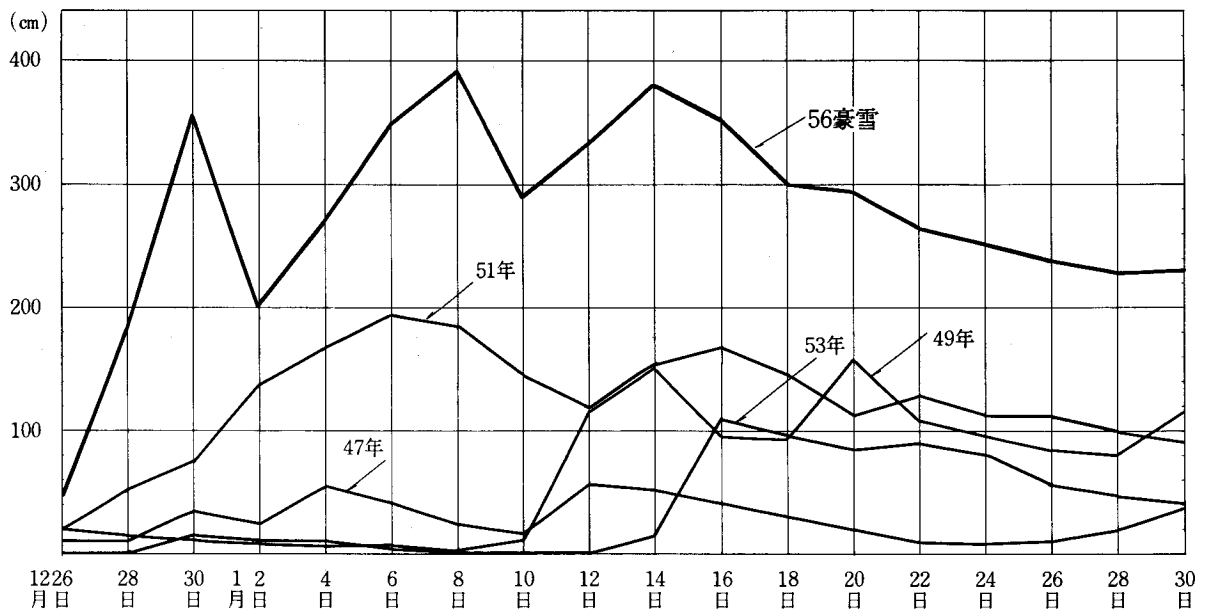
日夜村民各位の献心的なご活躍により大きな災害もなくこの豪雪を無事に乗り切った尊い経験を生かし、意を新たにして今後の行政に取り組む所存であります。今後は、各分野における

雪害状況の把握に努めると共に融雪と同時に被害が露出するものと予想されるなかで、二月五日参議員豪雪対策特別委員会が来村され激じん災害の適用、特別交付税の増額、越美北線の存続と全通、国道一五八号線の改良、農林水産業や中小企業者に対する金融対策などについて実情を説明し陳情したのをはじめ関係方面に対してもこれらの実現方を強く要望いたしております。

また、村といたしましては農林水産業、商工業に対し、金融対策などを進めよう努力する覚悟でありますので、今後ともなお一層のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

過去2年ごとの積雪比較表

55年度(56年2月16日現在)



### 56豪雪による被害額

昭和56年1月31日現在  
(単位：千円)

区 分		被害額
道 路		6,500
公共建物(文教施設)		3,546
公共施設	簡易水道	7,630
	農道橋	123,000
	スキー場	12,395
農 林	共同利用施設	13,394
	森 林	429,543
商 工 業	商 工	186,530
	鉱 業	311,913
民 家 住 宅 等		28,000
合 計		1,122,451

**56 豪 雪**  
**雪との戦い**  
被害総害11億2千2百万円

村民そうでの線路除雪



(板倉)



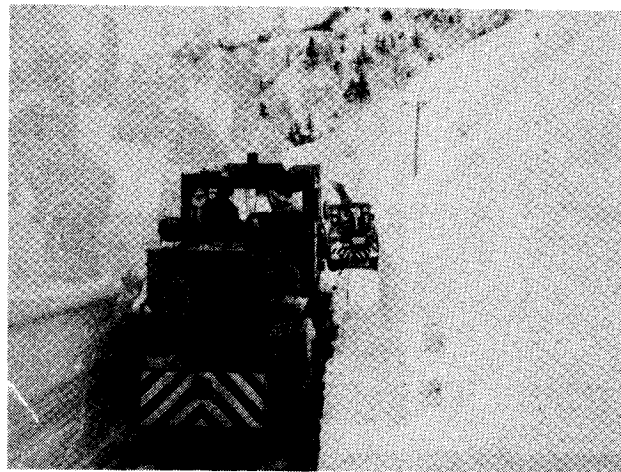
(下山鉄橋)



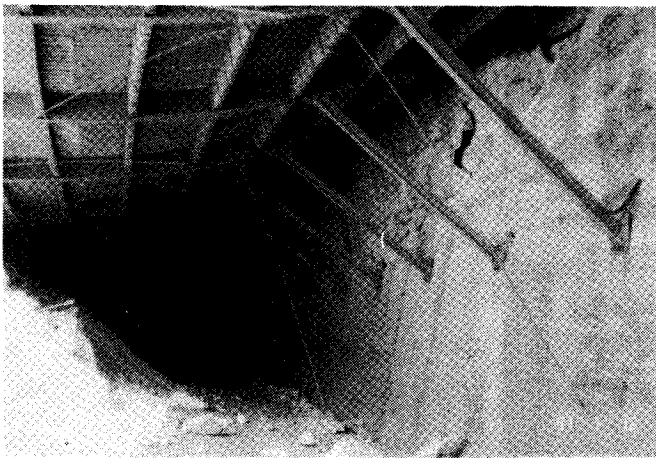
身長をこす屋根の雪おろし



モーターカーによる物資などの輸送

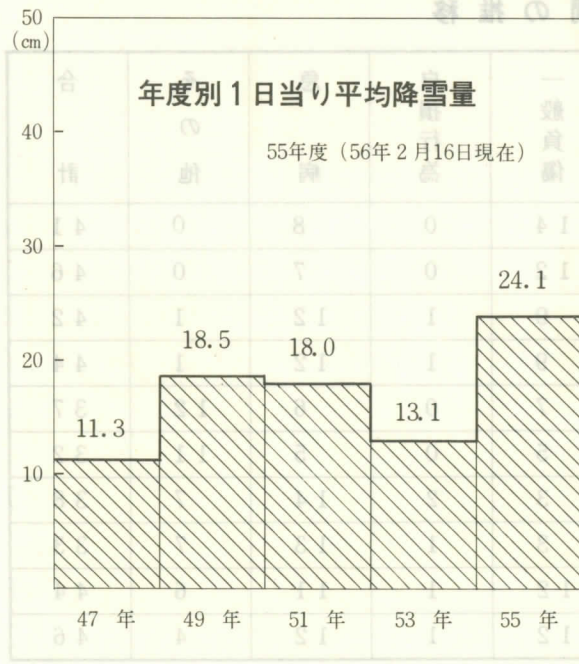
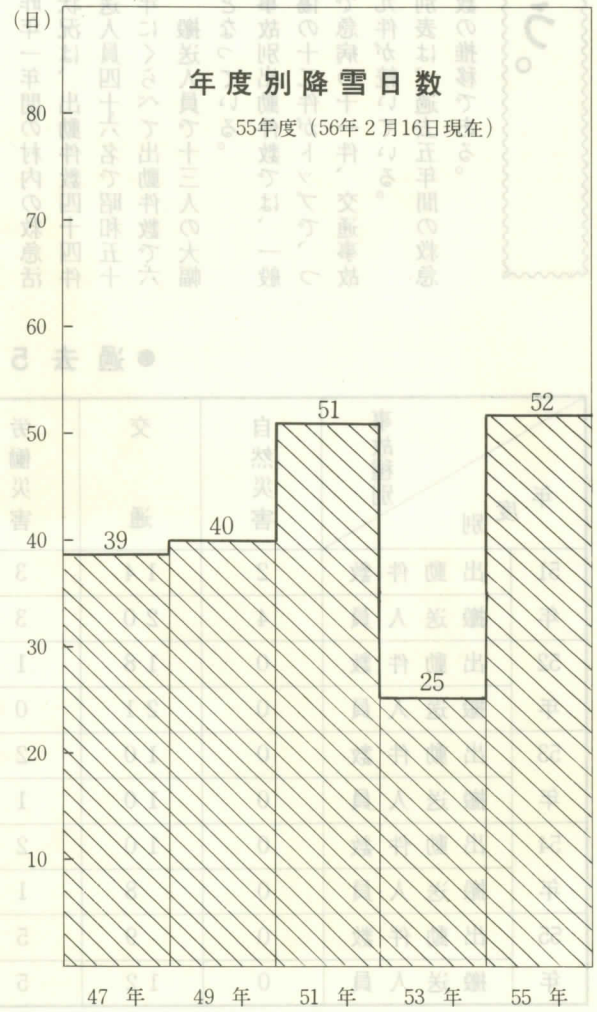
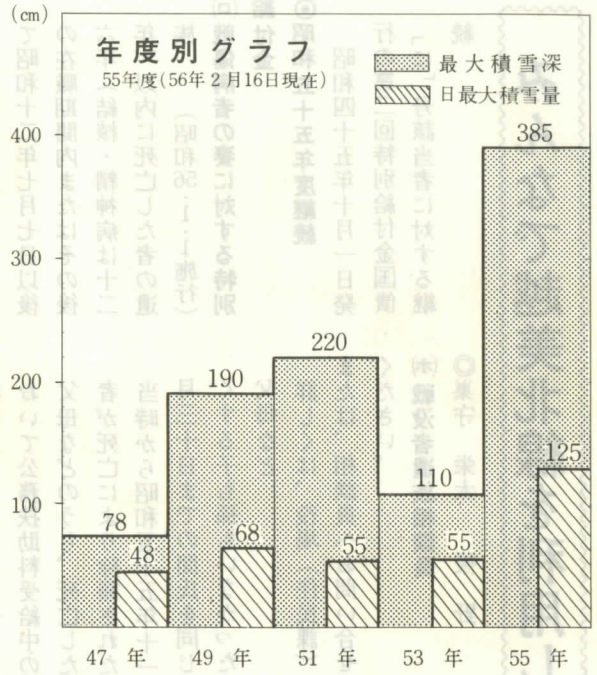
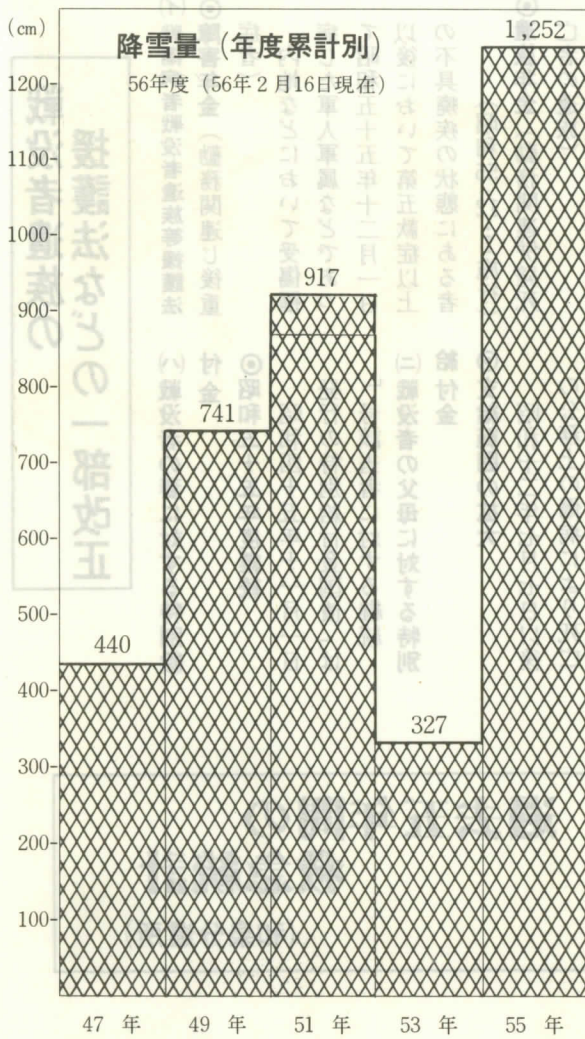


新潟から来たロータリー車による国道除雪



崩壊寸前の板倉スノーシエッド







# 戦没者遺族の 援護法などの一部改正

(イ) 戦傷病者戦没者遺族等援護法  
◎ 障害年金 (勤務関連し後重症者)

内地などにおいて受傷罹病した軍人軍属などであつて昭和五十五年十二月一日以後において第五款症以上の不具痲疾の状態にある者

(昭和55・12・1施行)

◎ 遺族年金 (勤務関連併発死亡者の遺族)

内地などにおいて受傷罹病した軍人軍属などであつて昭和十二年七月七日以後の在職期間内またはその後六年(結核・精神病は十二年)以内に死亡した者の遺族 (昭和56・1・1施行)

(ロ) 戦傷病者の妻に対する特別給付金

◎ 昭和五十五年度継続

昭和四十五年十月一日発行の第二回特別給付金国債「に」号該当者に対する継続

(ハ) 戦没者の妻に対する特別給付金

◎ 昭和五十五年度継続

昭和四十五年十一月一日発行の特別給付金国債「は」号該当者に対する継続

(ニ) 戦没者の父母に対する特別給付金

◎ 支給範囲の拡大  
昭和十二年七月七日以後の公務上の傷病により死亡した者の父母などであつて昭和五十五年十二月一日に

おいて公務扶助料受給中の父母などのうち、死亡した者が死亡により除籍された当時から昭和五十五年十一月三十日までの間氏を同じくする子も孫もいなかった父母など

詳しくは、役場(住民課)または、相談員へお問い合わせください。

◎ 戦没者遺族相談員  
栗守 栄太 後野

みんなで越美北線を利用しよう。

## 過去五年間の 救急統計 (和泉分遣所)

### ● 過去5年間の推移

年度別	事故種別	救急統計							合計
		自然災害	交通	労働災害	一般負傷	自損行為	急病	その他	
51年	出動件数	2	14	3	14	0	8	0	41
	搬送人員	4	20	3	12	0	7	0	46
52年	出動件数	0	18	1	9	1	12	1	42
	搬送人員	0	21	0	9	1	12	1	44
53年	出動件数	0	10	2	7	0	6	12	37
	搬送人員	0	10	1	5	0	5	11	32
54年	出動件数	0	10	2	3	2	14	7	38
	搬送人員	0	8	1	3	1	13	7	33
55年	出動件数	0	9	5	12	1	11	6	44
	搬送人員	0	12	5	12	1	12	4	46

昨年一年間の村内の救急活動状況は、出動件数四十四件搬送人員四十六名で昭和五十四年にくらべて出動件数で六件、搬送人員で十三人の大幅増となっている。

事故別出動件数では、一般負傷の十二件がトップで、ついで急病の十一件、交通事故の九件が続いている。

別表は、過去五年間の救急件数の推移である。



# 「税」の申告準備を!

三月十五日は所得税、村県民税の申告期限です。二月十五日から申告の受付をします。二月十五日から申告の受付をします。二月十五日から申告の受付をします。

申告書、まだ給与支払報告書を受けとっていない人は事業主に請求して、もらって下さい。二、所得から差引かれる各種の控除額について

一、所得金額について  
(イ) 昨年一年間の業種別の収入金額と、それに伴う必要経費。  
(ロ) 農業所得は、田畑の耕作反別。  
(ハ) 給与所得者は、給与支払者から配布される給与支払報告書。

(イ) 雑損控除は、昨年中に災害や盗難等で損害を受けたときの証明書又は参考となる資料。  
(ロ) 医療控除は、医療を受けた者の氏名と、支払先の領収書又は証明書。  
(ハ) 社会保険料は支払った掛金(各種年金の掛金、健康保険料、失業保険料等)の全額が控除されます。

(ニ) 生命保険料は、保険の種類、契約者、受取人、保険金額、証書の記号番号と支払保険料(一口九千円以上は領収書、又は証明書)  
(ホ) 小規模企業共済掛金は、掛金の領収書又は証明書。  
(ヘ) 配偶者および扶養控除の対象になるのは、昨年中の総所得金額が①給与のみの場合は二十万円以下、②所得の全部が給与所得等以外の場合は十万円以下、③所得が給与所得等と給与所得以外の場合は給与所得の二分の一と給与所得等以外の所得との合計額が十万円以下で、納税義務者と生計を一にする親族。  
(ト) 申告には必ず印鑑を持参して下さい。  
三、所得税の確定申告及び還付請求も同時に受付ます。

昭和56年度村・県民税説明(受付)日程

月日	曜日	時 間	場 所	対 象 地 区
2・25	水	9・00～11・30	下山公民館	下山全地区
2・26	木	9・00～11・30	大納公民館	下・上大納地区
2・26	木	13・00～16・30	中竜支所	中竜・大原・新町地区
2・27	金	9・00～11・30	後野公民館	後期・両前坂
3・2	月	9・00～16・30	役場・和室	右記以外の地区
3・3	火	9・00～16・30	役場・和室	〃
3・4	水	9・00～16・30	役場・和室	〃
3・5	木	9・00～16・30	役場・和室	〃

## 豪雪に伴う生活安定資金の貸付について

### この度の豪雪に対して、村民の生活安定を図るため、豪雪対策資金の貸付を行います。

制度の内容は次のとおりであります。必要な方はご利用ください。

- 融 資 額 一人五〇万以内
- 利 率 年利五%
- 期 間 三年以内
- 償還方法 元利均等償還
- 保証人 二名以内

但し、「しんきん保証利用の場合」は不要

申込期限 昭和五十六年三月末日まで

なお本年四月一日から、従来の生活安定資金(信金分)もこの制度と同一条件となりますのでご利用ください。

詳しくは、信用金庫和泉支店、または役場

(総務課)へお問い合わせください。





# ◆国民年金の請求は早めに

国民年金制度は、老齢、廃疾または死亡によって国民の経済生活がそこなわれることを、国民の共同連帯によって防止することを目的としています。

加入者はあらかじめ、保険料を拠出して、老齢、廃疾または死亡事故が起きたときに年金を受ける仕組みになっています。

国民年金の年金給付には、次の七種類があります。

- 老齢年金 加入者はあらかじめ、保険料を拠出して、老齢、廃疾または死亡事故が起きたときに年金を受ける仕組みになっています。
- 障害年金 国民年金の年金給付には、次の七種類があります。
- 遺児年金 十八歳未満（廃疾の状態にあるときは二十歳未満）の子が、一定の保険料を納めている父又は母と死別し孤児となったとき。
- 寡婦年金 老齢年金を受ける資格期間を満たしている夫が年金を受けるときに死亡した場合、妻が六十歳から六十五歳までの間支給される。
- 国民年金の年金給付は、このように保険事故が発生したときに、それぞれ支給されることになっていますが、その時に自動的に支給されるのではなく、年金を受ける権利のある人からの裁定請求に基づいて支給されます。

一定の保険料を納めている妻が夫と死別した場合、十八歳未満（廃疾の状態にあるときは二十歳未満）の子をかかえているとき。

●準母子年金 一定の保険料を納めている祖母や姉が、男の子、父などと死別した場合、十八歳未満（廃疾の状態にあるときは二十歳未満）の孫や弟妹をかかえているとき。

●遺児年金 十八歳未満（廃疾の状態にあるときは二十歳未満）の子が、一定の保険料を納めている父又は母と死別し孤児となったとき。

●寡婦年金 老齢年金を受ける資格期間を満たしている夫が年金を受けるときに死亡した場合、妻が六十歳から六十五歳までの間支給される。

年金を受ける権利がなくなり、まだ裁定請求をしていない人はいませんか。請求していない人は早目に役場に裁定請求書を提出しましょう。

◎北電だより  
ご協力ありがとうございました。

一月二十三日午後五時ごろ電圧による杉樹が送電線に接触しているのを発見し、中電

鉦山経由で当社に連絡が入り、ただちに伐採除去したため停電事故にならなかった。

発見した大納中の島田敏満君、村木光彦君二人に当社より感謝の気持ちで粗品が送られた。

なお、切れた電線などを発見した場合は、絶対に触れないですぐに北陸電力和泉営業所（☎……二〇一九）へ連絡をお願いいたします。

## おわび

先月号の「大日本水産会賞の受賞」と「死亡」の中で、山村清孝氏↓山本清孝氏、表むね↓表むめのそれぞれ間違いでしたので訂正します。

## 人のうごき

### 出生

土大納 中山恋次郎 博仁の長男  
下山 林 幸子 久雄の三女



幸子ちゃん

### 死亡

古川 サト 68歳 下大納  
佐藤 カネ 57歳 上大納

### 婚姻

上大納 遠藤 弘美  
熊本県 坂田 修

朝日前坂 原 忠義

愛知県 水野みき枝

下山 鳴 重俊

名古屋 高木富美恵

## ◆和泉短歌コーナー◆

### 短歌

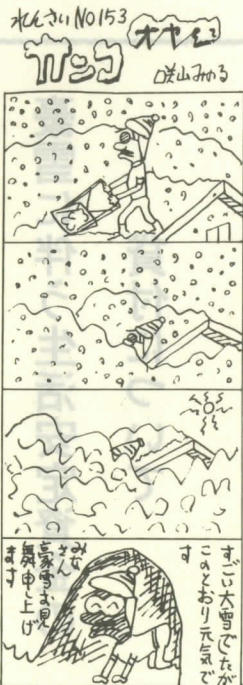
雪景色 寒くはあれど 風情ありて

二、 栗守千代子

### 詩

谷底にありても心は常に豊かなり

平田よし子



おやじ No.153  
おやじ 山崎 山崎